

原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務 プロポーザル募集要領

1. 業務名称

原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務

2. 業務概要

泉ヶ丘プールの移転・建替先となる原山公園の再整備について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業手法（以下、「PFI事業」という）を導入して実施するにあたり、PFI導入可能性調査、実施方針の作成、特定事業の選定、入札説明書等の作成、及び契約協議など、原山公園再整備に係るPFI事業を効果的かつ効率的に進める支援を行うものである。

業務内容の詳細については、別紙「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務仕様書」のとおりとする。

3. 業務履行期間

契約日～平成29年10月31日

ただし、PFI導入可能性調査結果により、PFI事業に至らなかった場合は、契約を変更し、PFI実施支援業務には着手しないこととする。

4. 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館17階

堺市建設局 公園緑地整備課 担当 山口

電話番号 072-228-7424

FAX 072-228-1336

e-mail koryokusei@city.sakai.lg.jp

5. 見積書の提案上限金額及び委託料の支払時期

本業務の見積書の提案上限金額は、35,000千円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税の税率は8%を見込んでいる。）とする。

また、各年度の支払上限金額及び委託料の支払時期は次のとおりとする。ただし、各年度の支払金額については、見積書の提案金額に各年度の支払上限金額を乗じ、見積書の提案上限金額35,000千円を除いた金額とする。

平成27年度 0千円

平成28年度 6,500千円（民間手法導入調査完了時）

平成29年度 28,500千円 (実施支援業務完了時)

6. 選定方式

公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討して最も適格と判断される事業者を選定する。

7. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務プロポーザル参加資格確認申請書の提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止もしくは入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務プロポーザル参加資格確認申請書の提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合、あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者並びに申立てをなされている者で、かつ、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者並びに申立てをなされている者で、かつ、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

- (7) 国又は地方公共団体の発注で、平成 22 年 4 月 1 日以降に P F I 導入可能性調査業務及び P F I アドバイザリー業務（別契約でも可）の元請としての受注実績を有し、かつ、当該実績を証明する書類を提出することができる者。

8. スケジュール

項目	日程
(1) 公募開始日	平成 27 年 12 月 25 日（金）
(2) 参加資格確認申請書等提出締切日	平成 28 年 1 月 15 日（金）
(3) 質疑締切日	平成 28 年 1 月 15 日（金）
(4) 質疑回答日	平成 28 年 1 月 20 日（水） [予定]
(5) プロポーザル参加資格確認結果通知日	平成 28 年 1 月 20 日（水） [予定]
(6) 企画提案書等提出締切日	平成 28 年 1 月 27 日（水）
(7) プレゼンテーション実施日	平成 28 年 2 月 4 日（木） [予定]
(8) 審査結果(採否)通知日 優先交渉権者決定	平成 28 年 2 月 5 日（金） [予定]

※ 1 本業務について、説明会は実施しない。

※ 2 質問書、参加資格確認申請書は、(1)公募開始日から提出可能とする。

※ 3 企画提案書等は(5)プロポーザル参加資格確認通知日以降、提出可能とする。

9. 応募書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1)平成 27 年 12 月 25 日（金）から平成 28 年 1 月 15 日（金）まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ：http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/nyuusatsu_keiyaku/harayamakouen-propo.html

- (2)前記 4 の契約担当課で配付する。

配付期間：平成 27 年 12 月 25 日（金）から平成 28 年 1 月 15 日（金）まで

ただし土曜日、日曜日、祝日、平成 27 年 12 月 29 日（火）から平成 28 年 1 月 3 日（日）までの年末年始を除く

配付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

10. プロポーザル参加の申込み及び結果通知書の交付

- (1)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等の必要書類を提出すること。また、提出した書類に関し契約事務担当課から

質問を求められた場合、それに応じなければならない。

①提出書類（各 1 部）

(ア)プロポーザル参加資格確認申請書 **様式 1**

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ)会社の概要が分かるパンフレット等

(ウ)履行実績申出書 **様式 2**

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

・前期 7(7)の実績を証明できる資料を添付すること。(契約書の写し及び仕様書等を各 1 部)

(エ)同意書 (※) **様式 3**

・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。

(オ)国税の納税証明書 (※)

・法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、平成 27 年 12 月 1 日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。

※提出書類(エ)(オ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

平成 28 年 1 月 15 日(金) 午後 5 時まで

③提出先

前記 4 の契約担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）してください。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤提出にあたっての留意点

・提出された書類を受理した後は、本市が認める場合を除いて、追加及び修正は認めない。

・提出された書類については、返却しない。

※前記 7 のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。

(2)プロポーザル参加資格確認結果通知書の交付

プロポーザルの参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、プロポーザル参加資格確認終了後、プロポーザル参加資格確認結果通知書を交付する。

交付予定日は平成 28 年 1 月 20 日（水）を予定している。

なお、プロポーザル参加資格確認結果通知書の郵送を希望する者は、前記 10(1)を提出する際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

1 1. 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

①提出書類

(ア)業務実績 様式 4 正 1 部、副 9 部

- ・ P F I 導入可能性調査業務及び P F I アドバイザリー業務の元請としての受注実績等に関して記入すること。（最大 4 件まで）
- ・ 実績を証明できる資料（契約書の写し及び仕様書等）を添付すること。

(イ)配置予定者調書 様式 5 正 1 部、副 9 部

- ・ 業務責任者（本業務の配置予定者で業務を統括する者 1 名）、主要な担当者（4 名以内）について、担当者ごとに作成し、本業務との類似性、担当内容・業務内容との関連性が分かるように記入すること。
- ・ 実績を証明できる資料（契約書の写し及び仕様書等）を添付すること。

(ウ)企画提案書

- ・ A 4 版（両面印刷とし、1 5 頁以内（表紙、目次は除く）で作成すること。ただし、実施スケジュールの工程表のみ A 3 版（折り込み）を可とし、2 頁と計算する。） 横書 左綴じ
- ・ 宛名は「堺市長」とすること。
- ・ 表紙には「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務提案書」と記載すること。
- ・ 提出部数 正 1 部、副 9 部
 - ◇ 正 1 部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
 - ◇ 副 9 部は、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは 1 案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。ただし、本市が補正等を求める場合を除く。

(エ)見積書

- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

- ・消費税額（地方消費税額を含む）については8%で金額を明記すること。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は35,000,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。（前記5「見積書の提案上限金額及び委託料の支払時期」を参照）
- ・提出部数 正1部、副9部
 - ◇正1部の表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務提案書」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
 - ◇副9部の表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務提案書」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

平成28年1月27日(水) 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

(2)企画提案書記載事項

別紙の「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

①実施方針

- ・自社の優位性に基づき、実施方針や実施内容を具体的かつ明瞭に記入すること。

②実施体制

- ・円滑かつ安定的に業務を遂行できるように、実施体制を具体的かつ明瞭に記入すること。
- ・他の事業者等の協力を受けて業務を実施する場合は、協力者の概要、協力内容について記入すること。

③実施スケジュール

- ・本業務の実施スケジュールについて、堺市PFIマニュアル（平成26年3月改定：<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/pfi/manual.html>）及び実施スケジュール記載例を参考に具体的かつ明瞭に記入すること。なお、様式は問わない。
- ・実施スケジュール作成にあたっては以下の点に注意すること。
 - a) 平成32年夏の開設を目標としている。
 - b) 実施スケジュールは、本業務の契約締結予定日（平成28年2月中旬）からPFI事業の事業契約締結までを記入すること。本市では、PFI事業契約締結について、平成29年6月を目標としている。
 - c) PFI事業の債務負担、PFI事業の事業契約締結については、堺市議会の議決が必要である。
 - d) 堺市議会の議決時期は、年4回（3月中旬、6月中旬、9月中旬、12月中旬）と仮定する。
 - e) 表記項目については、実施スケジュール記載例に最低限示して頂きたい項目を記載している。

④独自提案

- ・仕様書に記載の業務内容以外で、本事業の効果的な実現に向けた独自の提案を具体的かつ明瞭に記入すること。

12. 企画提案書等の審査

(1)審査基準及び審査方法

別添「原山公園再整備に係る民間手法導入調査及び実施支援業務 審査基準及び審査方法」のとおり

(2)審査方法

- ・提出書類は外部有識者及び堺市庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、平成28年2月5日（金）（予定）に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを契約の相手方として優先交渉権者として決定する。

1 3. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、質問書様式 6 に質問内容を簡潔に記入の上、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。送付後は、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成 28 年 1 月 15 日（金）午後 5 時までとし、それ以後は一切受け付けない。

1 4. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」様式 7 に事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1 部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成 28 年 1 月 27 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出先

前記 4 の契約担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

1 5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は除く）

- (3)見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4)提出期限までに書類が提出されない場合
- (5)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (6)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7)著しく信義に反する行為があった場合
- (8)契約を履行することが困難と認められる場合
- (9)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10)本事業について 2 案以上の企画提案をした場合
- (11)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 6 . 契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は平成 28 年 2 月 12 日 (金) までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 1 0 / 1 0 0 以上とする (ただし、利子は付さない)。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000 円以下であるとき。

(4)誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 35 号)

第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

17. その他

(1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3)企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。